



2024年度北海道一般会計補正予算 北海道宿泊税条例案など議案36件が可決されました。歳入歳出予算の総額は、それぞれ189億円を追加し、3兆820億円となりました。補正予算には、道職員等の給与改定費145億9,000万円等を盛り込みました。意見書は「台湾の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)への参加を積極的に支援するよう求める意見書」など4件が可決されました。宿泊税条例案においては予算特別委員会の知事総括で倶知安町からの要望、知事と町長との電話協議を踏まえた合意について道議会の協力を知事から求められました。翌日、付託された総務委員会では倶知安町との合意内容に基づき条例案の修正提案が出され、課税適用除外等を修正し議決され、市町村や地域の関係者との綿密な連携等を求める付帯意見を決定しました。5年前から定率制を先行実施してきた倶知安町との協議において丁寧な調整がなされなかったことは否めず猛省を道側に求めますが、倶知安町と道が合意したことを尊重し条例案には賛成しました。しかし、今後、事業者負担を軽減しつつ定率制による税額の確定や他の市町村との整合性などの大きな課題があり、今後も注視していきます。

質 問 (抜 粋)	答 弁
<p>1. 地方創生について</p> <ul style="list-style-type: none"> 石破首相は、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指し、持続可能な地域づくりや自治体の主体的に行う地方創生の取組を強力に後押ししていくとしている。道としては、これまでの地方創生の取組を検証するとともに、今後、道民一人ひとりの多様な幸せ(well-being)を実現するため、来年度以降、どのような北海道を作っていくのか知事のビジョンを伺う。 <p>2. 広域連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村では、人材不足等によりGXやDXの取組みが十分に進んでいない等、今なお課題を抱えている現状がある。今後、総務省は、都道府県・市町村から人材不足等の対応状況等に関するヒアリングを行い、課題の把握を行うと承知しており、道としても、市町村の要望等に耳を傾け、現状を認識するとともに、人材の確保等、広域連携を更にすすめていくべきと考えるが、知事の認識と今後の取組みについて伺う。 <p>3. 子どもの権利侵害に対するしくみの構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年度の道内のいじめ認知件数は大幅に増加をし、不登校児童生徒数は過去最多である。生きづらさを抱えている子どもが多数いることから、道が検討している(仮称)子ども基本条例において、いじめや性被害などにより子どもの権利が侵害された時に子どもを救済する第三者機関を設置するなどしくみを構築するべきと考えるが、知事の認識と今後の取組について伺う。 <p>4. 若者への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、相談したくても相談に至らない若者やその家族が増えており、多様な関わりができる居場所が求められている。札幌市や苫小牧市など5つの市町が「子ども・若者支援協議会」を設置し、社会福祉、保健、教育など若者に関わる多様な専門機関が情報共有や働きかけを行っている。若者や家族が孤立しないよう支援するため、児童福祉、母子保健に若者支援の社会資源がつながり、連携を強化するべきと考えるが、知事の認識と今後の取組について伺う。 <p>5. 精神障がい当事者と家族への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都府では、精神障がい当事者、家族、地域住民が協働した地域包括ケア体制を構築するという方針のもと、精神障がいのある方の家庭を訪問し、当事者と家族とともに支援する取組を進めていると聞いている。精神障がい当事者とその家族への支援について、道のこれまでと今後の取組について伺う。 <p>6. 道立女性プラザについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな指定管理期間の開始に向け、女性プラザがジェンダーギャップの解消に向け、北海道の男女平等・女性活躍の拠点施設として道民に頼りにされるとともに、一層活用されるよう工夫するべきと考えるが、道としては女性プラザをどのように活用していくのか所見を伺う。 <p>7. 食の安心安全について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道のリスクコミュニケーションでは、消費者団体や生産者から、食品に遺伝子操作等の表示をし、消費者が選択できるようにすることが大前提との指摘があった。道は、こうした道民の不安な思いを受け止め、消費者の権利として、道民が知識を身に付け食品を選択することができるよう、国に対し、遺伝子組換えやゲノム編集に関わる様々な情報の提供や食品表示を行うよう強く求めるべきと考えるが知事の所見と今後の取組を伺う。 	<p>1. (知事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国においては、大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、今後の対策について検討が行われており、道としては、こうした国の動向を注視しながら、国の施策の活用が最大限図られるよう、その反映に努めるとともに、市町村はもとより、子ども世代を含めた道民の皆様からのご意見や、産官学労言の代表者の方々で構成する「北海道創生協議会」における議論などを踏まえて、次期戦略の策定に向けて検討を進め、新たな交付金をはじめとした国の施策を効果的に活用しながら、人口が減少する中においても、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域の実現に向け、取り組んでいく。 <p>2. (総合政策部長兼地域振興監)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職をはじめとする職員不足に関しては、市町村が共同で人材の確保に当たる事例もみられるところであり、道としては、こうした広域連携の取組の横展開をはじめ、民間の方々の知恵や活力も活用した取組を支援するなど、地域づくりの拠点である振興局が市町村間の橋渡し役を担いながら、市町村が安定的、継続的に多様な行政サービスを提供できるよう取り組んでいく。 <p>3. (子ども応援社会推進監)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般、道が取りまとめた新たな条例の素案には、こども基本法を踏まえ、こどもの権利の周知と擁護などを盛り込んだところですが、相談救済機関に関しては、先般、国が、全国の自治体を対象に、取組状況等の調査を開始したところであり、道としては、その結果や、調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談・救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、本道における権利擁護のあり方等を、引き続き、審議会等の場で議論していく。 <p>4. (子ども応援社会推進監)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、地域の関係機関が参画する協議会などが設置されるよう、研修会の開催や先行自治体の取組事例の共有などを行っているところ。道としては、関係団体等との連携を図りながら、困難を有する若者が身近な市町村で相談・支援を受けられるよう、引き続き市町村の体制整備に向けた働きかけを行うなど、本道の若者達が未来の担い手として成長していけるよう取組を進める。 <p>5. (保健福祉部長兼感染症対策監)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道では、保健所や精神保健福祉センターにおいて、精神障がいのある方やそのご家族からの相談に対応するとともに、その状況に応じてご家庭を訪問し、必要な支援につなげているほか、精神障がいに関する知識や経験を共有するためのセミナーの開催や家族会活動への支援などに取り組んでいる。地域移行の促進に向け、第二次医療圏毎に精神障がい者地域生活支援センターを設置し、相談対応や住まいの確保といった生活支援を行っているほか、ピアサポーターの派遣や市町村、関係機関等で構成する地域生活移行支援協議会において、課題の解決に向けたサポート体制などの協議を行っている。引き続き、こうした取組を通じて、精神障がいのある方やそのご家族の意向を踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていく。 <p>6. (環境生活部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道立女性プラザの利用については、コロナ禍以前に比べ、情報提供フロアや、ミーティングスペースの利用が減少しているほか、セミナーなどの事業の参加者等も減少しており、利用者の回復が伸び悩んでいる。今後、指定管理者と連携しながら、これまでの利用団体等に対し、来館の働きかけを行うとともに、若い世代に向けた啓発講座の開催や地域のニーズに応じた出前講座の実施等による新たな利用者層を開拓するなど、女性の活動拠点としての役割を、改めて広く道民の皆様へ情報発信し、女性プラザがより多くの道民に活用されるよう取組を進める。 <p>7. (食の安全・みどりの農業推進監)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品等については、現時点で当該食品がゲノム編集技術を用いたものか、それを使わず従来の育種技術を用いたものかを判別し、検知するための実効的な検査法の確立が困難であること等から、食品関連事業者に表示を義務付けることは妥当ではなく、食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品表示の対象外としている。一方、この技術は新しい技術であり、先般の道民意識調査においても、5割の方が「不安に思う」などと回答されたほか、2割の方が「分からない」と回答されるなど、十分に道民の皆様へ周知されていない状況となっている。このため、道としては、国に対し、ゲノム編集技術やこれを活用した食品についての国民への丁寧な説明や、食品の安全性に関する科学的な検証等に加え、遺伝子組換えやゲノム編集に関する食品表示の拡充や創設などを求めていく。

--	--